



西部地域説明会

平成22年1月23日(土)

午前10時～正午

西部集会所

出席者 岩崎 横田 加藤 長嶋 海野

庁内検討委員 吉野

元懇話会委員 内田 堀越

参加者数 25名



北本市自治基本条例地域別説明会 西部地域説明会

日 時 平成22年1月23日(土)
午前10時～正午

場 所 西部集会所

参加者 岩崎 横田 加藤 長嶋 海野
吉野(庁内検討委員)

内田政之助 堀越一三(元委員)

参加者数 25人

<質疑応答>

質問 自治基本条例が施行されることによって、自治会、コミュニティにどのような影響があるのか。この条例では、自治会、コミュニティが具体的に、どのように市政に参加していけばよいのかわかりづらい。自治会が今後どのように活動していけばよいのか、その役割を具体化していかなくてはならないと思う。

回答 ご指摘いただきましたとおり、この条例が施行されることによって、すぐに何か変化がおきるということは考えにくいと思います。

第18条では、「参画並びに市民及び市の協働によるまちづくりに関し必要な事項は別に定める」としています。今後、市民参画の方法、市民と市との協働の進め方、市民の公益活動の推進の方法については、北本市自治基本条例の考え方の下に市民の皆さんと一緒に検討していくこととしています。

意見 防災きたもとで、尋ね人の放送が流れたが、何を言っているのか聞きづらい。防災無線の改善をお願いしたい。

回答 ご指摘いただきました点につきまして担当部署にお伝えいたします。

意見 条例の中に、コミュニティや公益的活動を市長が積極的に支援するとあるが具体的な支援方法がわからない。

回答 自治基本条例を検討している段階でも、具体的な取組みについて議論すべきという意見がございましたが、個々の事例については、事例ごとに関わりの深い人の意見を聞いて定めるべきであるという結論になりました。今後、北本市自治基本条例の考え方の下に皆さんと議論して決めていきますので、その際にはぜひご参加くださいますようお願いいたします。

意見 市民の定義のところで、まちづくりへの参加については、市内で働いている人、市内の学校に通っている人が含まれているのは理解できるが、市民の権利として住民以外の人に行政サービスを等しく受ける権利を与えているのはおかしいと思う。

回答 市民の定義につきましては、議会において追加された箇所ですが、まちづくりは北本市の住民のみならず、北本市に関わる多くの人の協力によ

り進められるべきものという考え方でこの条例は構成されています。